

豊田地域文化広場ほか7施設空調（GHP）設備取得事業

基本協定書（案）

豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業 基本協定書（案）

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業（以下「本事業」という。）における空調設備の売買に関する基本的事項等を定めた基本協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（定義）

第1条 本協定における用語の定義は、「豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業実施要綱」の規定による。

（協定の構成）

第2条 本事業の実施要領及び提案書は、本協定と一体のものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本事業を実施するに当たり、建築基準法、建築士法、建設業法、その他関連する法令及び条例等を遵守する。

（事業概要）

第4条 本事業の概要は、次のとおりとする。甲が指定する対象施設に、期限までに、乙が空調設備を整備し、甲がこれを買取る事業とする。

2 本事業において売買及び管理の対象となる空調設備は、次のとおりとする。

（1）場 所 愛知県豊田市 西田町ほか 地内

（2）施設数 8施設「別表1－対象一覧」

（3）その他 附帯設備等

3 本事業の予定工程の期限は、次のとおりとする。

（1）調査報告書・最終見積の提出期限 令和8年7月31日

（2）仮契約締結 令和8年8月中旬

（3）売買契約締結 令和8年9月下旬予定

（4）全ての空調設備の引渡し 令和9年3月29日

4 売買契約における売買見込価格等は、次のとおりとする。

（1）乙の提案価格

地域体育館8施設の空調設備 一式 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(消費税及び地方消費税込み)

（2）売買見込価格

実施要領に示す限度額の範囲内で、整備に必要な費用額

(甲乙の責務)

第5条 本協定に基づき、甲、乙の代表者は、空調設備の売買契約を締結する。

2 甲は、乙が設置した空調設備を適正な価格で購入する責任を負うものとする。

3 乙は、自らの資金で空調設備を整備し、甲の検査を経て、引き渡す責任を負うものとする。

(連合体の取扱い)

第6条 乙が、連合体であるときは、以下のとおりとする。

(1) 乙は、代表者を変更してはならない。ただし、乙を構成する事業者がその役割を担うことができる場合は、甲の承諾を得て変更することができる。

(2) 乙は、甲の承諾を得て、連合体を構成する代表者以外の事業者を変更することができる。

(3) 前2号の変更は、基本協定の変更により確定する。

(空調設備の事前調査、設計等)

第7条 乙は、現地調査、施設管理者・施設所管課等との配置協議、設計を行う。

2 売買契約について、提案内容、要求水準書、現地調査等及び別添売買契約書(案)を基に、次の事項について甲と協議を行う。

(1) 売買契約金額(提案限度額以内であること。また、提案書、見積書、内訳明細書等の内容と、設計における選定機器、単価、その他費用等に相違がないこと。)

(2) 要求水準書

(3) その他売買契約の内容に関すること

3 要求水準書の提出物を、令和8年8月7日(金)までに提出すること。

4 乙は、設計図書作成の過程において疑義が生じた場合、必要に応じて甲に対して書面により質問又は確認を求めることができる。

5 甲は、乙の事前調査等に対し、随時内容の報告を求めることができる。

(調査・測量)

第8条 乙は、設計図書を作成するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

2 前項の調査等の結果が、甲が提示した条件と異なる場合は、甲にその旨を報告しなければならない。

(設計条件等の変更)

第9条 甲は、要求水準書に示した設計条件等の変更が必要と認めたときは、乙に対しその変更内容を通知し、設計の変更を求めることができる。

2 前項の設計の変更による新たな負担は、甲の責に帰する事由による場合は甲がこれを負担し、乙の責に帰する事由による場合は乙がこれを負担する。

3 詳細調査の結果、要求水準書に示した設計条件等が異なる場合は、乙は甲に対して、設計条件等の変更を求めることができる。

4 詳細調査又は設計後の各施設の空調能力が、要求水準書の空調能力に対して増減変更が生じた場合、提案時に乙が提出した内訳書を基礎金額とし、空調能力の比例案分で変更金額を算出する。ただし、比率によらない場合は、乙は金額の根拠を明らかにした上で、甲と協議により決定する。

（設計図書の瑕疵）

第10条 乙は、設計図書の変更有無にかかわらず、設計の瑕疵により生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償責任を負う。

（売買契約の締結）

第11条 甲及び乙は、設計図書が完成し、売買価格の合意が整ったときは、速やかに売買仮契約を締結する。なお、売買仮契約の締結に当たり、乙は甲に、甲の指定する様式により売買価格の見積を提出することとする。

2 前項の売買仮契約において、次の各号に定める事項を記載する。

（1）空調設備の概要、事業期間その他事業に関する事項

（2）売買価格及び売買契約に関する事項

（3）甲及び乙の役割分担に関する事項

（4）その他、事業実施のために定めるべき事項

3 甲は、第1項の規定により締結した売買仮契約における売買価格が、豊田市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき財産の取得に該当する額であるときは、原則として、売買仮契約締結後、速やかに議会に当該議案を提出する。

4 甲及び乙は、前項の議案の可決後、速やかに売買契約を締結する。

5 甲は、第3項の議案が議会で否決された場合は、売買仮契約を解除する。

（売買契約後の設計図書の変更）

第12条 乙は、自らの責任で設計図書を変更することができる。ただし、変更前の設計図書で定めた空調設備の機能及び性能を下回ってはならない。

2 前項による設計図書の変更を事由とする売買契約額の変更は行わない。

3 甲は、設計図書を変更することが必要となった場合には、速やかに乙と協議を行うものとする。

- 4 前項の協議により、売買契約額を変更することが必要となった場合には、甲及び乙が協議して、その変更契約額を定めるものとする。なお、変更契約額の算定は、乙が行うものとする。

（売買契約が締結できなかった場合）

第13条 甲及び乙は、第11条による売買契約を締結できなかったときは協議し、本協定を終了することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当し、売買契約に至らなかった施設の事前調査費等の支払については、第14条の規定を適用する。

（1）豊田市議会の承認を得られなかった場合

（2）本協定の終了が乙の責によらない場合

- 3 第1項の規定による本協定の終了が乙の責による場合は、本協定締結日から第1項の終了に至るまでに本事業実施のため乙が要した費用は、すべて乙の負担とし、乙から甲に対する請求はできないものとする。

- 4 第2項の規定は、対象施設の一部について売買契約が締結できなかった場合に準用する。

（事前調査費等の支払）

第14条 基本協定書締結後に本事業実施のため乙が要した費用は、乙が設計図書等の成果物を提出した上で、甲に対して当該成果物に係る費用を請求することができる。

- 2 前項の費用は、提案書に基づいた金額を根拠とし、協議により決定する。

（事業敷地の供用）

第15条 甲は乙に対して、空調設備の整備のため事業敷地への立ち入り及び土地の使用を認めるものとする。

- 2 乙は、事業敷地を第三者の利用に供してはならない。ただし、事前に甲から書面による承認を得たときはこの限りでない。

（事業敷地の供用期間）

第16条 乙が、事業敷地への立ち入り及び土地の使用ができる期間の始期は基本協定締結日とし、終期は本事業完了日とする。

（事業敷地の供用期間中の事故等の責任）

第17条 乙は、供用期間中、事業敷地内で発生した事故等について、その処理解決に対応する責任を負い、また、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（空調設備の整備）

第18条 乙は、仮設、施工方法その他、空調設備の完成のために必要な一切の手段を自己の責任で決定するものとする。

2 甲の承諾を得た場合は、施設運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事電力、水道及びガスが無償で使用できる。ただし、電力については、漏電ブレーカの設置等の安全策を行うこと。また、電気主任技術者の立会いに要する費用等は、自己の費用及び責任において調達する。

（施工期間中の保険）

第19条 乙は、自己の費用において、損害保険会社との間で、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険等（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。

（施工状況の確認）

第20条 甲は、空調設備の施工状況について、乙に報告を求めることができる。

2 甲は、必要に応じて施工現場を確認することができる。

3 乙は、施工中である空調設備が、本協定及び売買契約で定めた条件を満たしていることについて、書面により甲の確認を求めることができる。

（引渡期限の変更）

第21条 乙は、不可抗力又は法令変更等により引渡期限までの引渡しが困難な場合、甲に対して引渡期限の変更を請求することができる。

2 甲は、前項による変更請求があった場合、変更がやむを得ない場合には引渡期限の変更を認めるものとする。

3 前項による引渡期限の変更を事由とする売買契約額の変更は行わない。

（売買契約額の変更及び確定時期）

第22条 法令変更等による費用の増減が生じた場合の売買契約額の変更及び確定時期は、売買契約書で定めるものとする。

（空調設備の引渡し）

第23条 甲は、空調設備の買取検査、引渡し等については、売買契約書で定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第24条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第4条第3項に定める期間内に各工程を完了できないときは、遅滞なく理由を甲に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、第4条第3項に定める期限経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、乙に損害金を請求することができる。この場合において、損害金の額は、売買見込価格から出来形部分に相応する売買見込価格を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

（甲による協定の終了）

第25条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対して書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

- （1）乙による本事業の放棄と認められる状況が30日以上継続したとき。
 - （2）乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続を含む。）について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役等も含む）によってその申立てがなされたとき。
 - （3）乙が本協定に違反し、甲が相当な期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、本協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は本協定の全部を解除して終了させることができる。

- （1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）をいう。以下同じ。）がいると認められるとき。
- （2）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 現に締結している契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(現に締結している契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 3 甲は、前2項の規定により本協定が終了する場合において、乙と売買契約を締結しているときは同契約を解除する。
- 4 売買契約が解除された場合は、本協定の全部を解除し終了する。
- 5 本条により本協定の全部を解除して終了させる場合は、その締結日から協定解除日に至るまでに本事業実施のため乙が要した費用はすべて乙の負担とし、乙から甲に対する請求はできないものとする。
- 6 本条により協定が解除された場合においては、乙は、売買見込価格の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、協定解除日において、既に売買契約を締結していた場合の違約金は、売買契約書によるものとする。

(談合その他不正行為による協定の終了)

第26条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本協定の全部を解除して終了させることができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、現に締結している契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、現に締結している契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定が終了する場合において乙と売買契約を締結しているときは同契約を解除する。

(賠償の予約)

第27条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この協定による売買見込価格の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、空調設備を引き渡した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合

(2) その他甲が特に認める場合

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 甲は、乙が連合体であり、既に解散しているときは、当該連合体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(協議解除)

第28条 甲は、第25条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この協定を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づきこの協定を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙による協定解除)

第29条 乙が次の各号いずれかに該当するときは、乙は甲に対して書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

(1) 本事業の継続が困難となったとき。

(2) 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続を含む。）を開始したとき。

2 前項により、本協定が解除となった場合、甲及び乙は、次の各号に掲げられた処理に従う。

(1) 甲は、成果物の出来形部分について適正な価格で買い取るものとする。なお、当該契約見込額の支払い時期及び支払方法については、甲及び乙の協議により決定する。

(2) 乙は、前号で支払われた金額については、空調設備に関わる負債等に優先して充当するものとする。

3 第1項の規定により本協定が解除となった場合においては、乙は売買見込価格の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(不可抗力等による協定の終了)

第30条 法令変更又は不可抗力により本事業の継続が困難であると認められる場合、乙は、甲に書面で通知することにより、本協定の全部を解除して終了させることができる。

(本協定上の地位の譲渡等)

第31条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、又は、担保に供する等の処分をしてはならない。

(著作権)

第32条 甲は、設計図書について、自らの裁量により無償利用する権利を有し、その利用の権利は、本協定終了後も存続するものとする。

2 前項の設計図書及び空調設備が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 乙は、甲が設計図書及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者（甲を除く。以下、本条において同じ。）をして行使させてはならない。

(1) 設計図書又は空調設備の内容を公表すること。

(2) 空調設備の完成、増設、改設、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他修正をすること。

(3) 空調設備を写真、模型、絵画その他媒体により表現すること。

(4) 空調設備を増設し、改修し、修繕により改変し、又は取り壊すこと。

(損害賠償)

第33条 乙は、その責めに帰すべき理由により、本協定に定める義務を履行せずに甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 乙は、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を及ぼした場合、自らの責任で対処し、その費用を負担しなければならない。

2 乙の責めに帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合は、甲がその合理的な範囲の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

(一括委任又は下請負の禁止)

第35条 乙は、本事業における空調設備の設計業務及び工事監理業務を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、工事の全部又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(管轄裁判所)

第36条 本協定に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(疑義等の決定)

第37条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上これを決定する。

【別表 1】対象一覧

No.	施設名	所在地	備考
1	豊田地域文化広場	豊田市西田町けやき 1	都市 G
2	サン・アビリティーズ	豊田市西山町 5-2-6	都市 G
3	高岡公園体育館	豊田市中田町川向 8-8	都市 G
4	藤岡体育センター	豊田市藤岡飯野町仲ノ下 501	LPG
5	足助トレーニングセンター	豊田市足助町蔵ノ前 19	LPG
6	下山トレーニングセンター	豊田市大沼町船橋 35-1	LPG
7-1	猿投コミュニティセンター	豊田市四郷町東畑 70-1	体育館、LPG
7-2	猿投コミュニティセンター	豊田市四郷町東畑 70-1	武道場、LPG
8	石畳体育館	豊田市石畳町池ノ平 318-1	LPG

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、当事者記名のうえ、甲及び乙が原本各 1 通を保有する。

令和 8 年〇〇月〇〇日

(甲) 愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦 印

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※グループの場合はグループ名を記載

代表者 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印 ※グループの場合は代表事業者
を記載

構成員

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

商号又は名称

氏名 印